

## 第 19 回入札制度等監視委員会議事録

### 1 委員会の概要

(1) 日 時 平成 21 年 4 月 22 日(水) 午後 1 時 30 分から午後 3 時 30 分まで

(2) 場 所 西庁舎 12 階 講堂

(3) 出席者

#### ア 委 員

美馬武千代(委員長) 安齋勇雄 小川静子 齋藤玲子 田崎由子 芳賀一英 羽田則男  
藤田一巳 森岡幸江

#### イ 県 側

総務部長 総務部政策監 入札監理課長 入札監理課主幹兼副課長 入札監理課主幹  
土木部次長 建設産業室長 技術管理課主幹  
農林総務課主幹 入札用度課主幹兼副課長 教育庁財務課主幹兼副課長  
警察本部会計課次席  
県中地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長  
会津地方振興局出納室主幹兼副室長兼出納課長  
相双地方振興局副室長兼出納課長 いわき地方振興局出納室長  
会津農林事務所農村整備部主幹兼副部長 相双農林事務所農村整備部副部長  
石川土木事務所長 会津若松建設事務所主幹兼企画管理部長  
いわき建設事務所主幹兼企画管理部長

(4) 次 第

ア 開会

イ 辞令交付

ウ あいさつ

エ 事務局紹介

オ 委員長選出

カ 議事

(ア) 報告事項

a 県発注工事等の入札等結果について(第 3 四半期分・平成 20 年度 2 月まで分)

b 入札参加資格制限(指名停止)の運用状況について

(イ) 審議事項

a 抽出案件について

(ウ) 各委員の意見交換

(エ) その他

キ 閉会

### 2 発言内容

#### 【入札監理課主幹兼副課長】

ただいまから第 19 回入札制度等監視委員会を開会いたします。

はじめに、本日は、任期満了に伴う改選後、初めての委員会となりますので、辞令の交付を行います。

御名前をお呼びいたしますので、委員の皆様にはその場で御起立くださいますよう、お願い申し上げます。五十音順で交付いたします。

(総務部長から各委員へ辞令を交付)

なお、岩淵委員につきましては、本日は、所用により欠席となっておりますが、引き続き委員就任の御承諾をいただいておりますので、ここで御報告いたします。

それではここで、総務部長の赤城からごあいさつを申し上げます。

#### 【総務部長】

4 月 1 日付けで総務部長を命じられました赤城でございます。皆様方、よろしくお願ひ申し上げます。

第 19 回福島県入札制度等監視委員会の開催に当たりまして、ごあいさつを申し上げます。

皆様におかれましては、大変お忙しい中、当委員会の委員を快くお引き受けいただき、また、本日御出席をいただきましたことに厚く御礼を申し上げます。

さて、県におきましては、透明性、競争性、公正性、更には品質の確保に十分留意した入札制度の構築に向けて、条件付一般競争入札を柱とする新たな入札制度を導入し、その運用の状況について様々な御意見をお伺いしながら、これまで制度の改善を進めてまいりました。

この間、当委員会には、入札執行状況の分析や個別の入札案件の調査審議と、その結果を踏まえた制度の見直しに関する審議をお願いしてまいりました。そこでの御議論を踏まえ、この4月からは、総合評価方式の充実・拡大や予定価格の事後公表などの取組みを始めたところでありませう。

入札制度改革は、全国的に大きな流れとなっており、福島県はその先頭集団に位置しているものと認識をしておりますが、制度改革には終わりではなく、不断の見直しが求められております。

今後とも県民の目線に立って制度の検証をしていくことが重要でありますので、新たに導入しました制度の運用状況につきましても、当委員会で御確認をいただきながら、更なる制度の充実や必要な修正を行うなど、より良い入札制度の構築に努めてまいりたいと考えております。

委員の皆様には、それぞれの専門的なお立場、そして県民の視点から忌憚のない御意見・御助言を賜りますよう心からお願い申し上げます。どうぞ、よろしく願ひいたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

続きまして、本年度の事務局職員を紹介いたします。

(事務局職員紹介)

次に、委員長の選出についてであります。福島県入札制度等監視委員会規則第4条第1項の規定により、委員の皆様のご互選によることとなっております。よろしく願ひいたします。

**【安齋委員】**

引き続き美馬先生に委員長をお願いしたいと思います。

(異議なしの声)

**【入札監理課主幹兼副課長】**

御異議がないようでございますので、美馬委員をお願いすることといたします。

それでは、美馬委員長、委員長席へ御移動をお願いします。

(委員長席へ移動)

**【美馬委員長】**

選んでいただきましたので、僭越ではございますが、昨年に引き続き委員長を務めさせていただきたいと思ひます。入札制度につきましても、県民の皆さん、あるいは、業者にとってみても、非常に重大な案件でございます。そして、その入札制度が、これが一番良いというものはないかなというのが現状でございます。今後、日々、改革していかねばならないんじゃないかと思ひます。そして、また、入札制度が適正に行われるかどうか監視も必要でございます。委員の皆さんの御助力を得まして、円滑にこの委員会の運営をしていきたい。そして、県民及び業者にとっても最適な入札制度ができあがることを期待しております。今後ともよろしく願ひいたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次に、議事に入ります前に、福島県入札制度等監視委員会規則第4条第3項の規定により、委員長に委員長職務代理者を指名していただきたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

**【美馬委員長】**

それでは、安齋勇雄委員を選びたいと思ひます。よろしく願ひいたします。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

それでは議事につきましても、美馬委員長よろしく願ひいたします。

なお、総務部長につきましても、所用によりここで退席いたします。御了承願ひいたします。

**【美馬委員長】**

それでは、これより議事に入ります。

本日の議事の進め方について御協議をいただきたいと思ひます。本日は報告事項が2件、審議事項が1件ですが、特段問題がございませんので、公開で行いたいと思ひます。よろしゅうござい

ますか。

(異議なしの声)

それでは、異議ないものと認め、そのように決定いたします。

それでは、報告事項ア「県発注工事等の入札等結果について」です。これは、今回の抽出案件の対象期間である平成 20 年 10 月から 12 月までの状況及び平成 20 年 4 月から平成 21 年 2 月までの集計結果についてでございます。それでは、事務局、説明をお願いします。

**【入札監理課長】**

(資料 1 及び資料 1-1 により説明)

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。

ただいまの報告につきまして、質問等ございますか。1 年間の部分と第 3 四半期のものがありました。よろしゅうございますか。

**【羽田委員】**

資料 1 の 21 頁の 15 番、猪苗代土木事務所の契約について、参加業者 5 者があって落札率が 100 %という契約について、他の 4 者の入札状況が分かれば教えてほしい。

**【入札監理課長】**

確認いたしまして、後ほど御報告させていただければと思います。よろしくをお願いします。

**【美馬委員長】**

では、後で報告願います。他にいかがですか。

**【小川委員】**

資料 1 の 8 頁の 60 番、会津若松建設事務所の地域自立・活性化工事、これが 99.91 %の落札率、落札率というよりは、気になったのは、地域の指定が県内となっていて参加業者が 1 者しかない、これのデータをみましたらトンネルの補修工事になっているんですけども、トンネルの工事をできる業者数が少ないからこういう結果になったのかどうなのか教えてほしい。

**【入札監理課長】**

トンネルの工事につきましては、トンネル工事そのものが技術的な難易度が高い工事ということで、通常は工事につきましては地域要件と格付要件のみを付した上で入札をしておりますけれども、トンネル工事につきましては、一般土木工事ではございますけれども、条件といたしまして、トンネルの工事の施工経験が過去 15 年以内にあるという企業を対象として入札に参加していただいております。その関係で、金額が 2,900 万円程度ということでございましたので通常は隣接 3 管内で地域要件を設定するわけですが、企業数を確保するために県内全域での競争としていただいております。過去に調べたところでは、実績を有している企業が 50 者より若干少ないですけども、だいたい 40 者の後半くらいの数と記憶しております。

**【小川委員】**

分かりました。平成 17 年度の福島県の道路管理計画というのを見ますと、県が管理するトンネルが 119 箇所、でそのうちの 4 分の 1 以上は完成より 30 年を経過しているというふうに書いてあります。そうすると、トンネルの維持修繕といった工事を今後やらざるを得ない状況になるのではないかなと思うんですけども、そういうときに、それに対応できる業者数が地元で少ないというのは、新分野進出とかいろいろなことを建設業者に向けてやっておりますけれども、新たな分野に行くというのは非常に難しいので、逆に今まで土木屋さんでトンネルについてはあまり得意ではなかったけども業界全体として取り組んで研修を積んでいけばできる業者もある。あるいは、業者から聞いたのは、かなり昔はトンネルをやっていたけども、条件のところに過去何年間の経験となってしまうとそれ以上前にやった経験は使えなくなってしまうということなので、例えば 20 年とか 25 年前にやった経験は生きてこなくなってしまうので、そういうものも使えれば参加できるのではないかといった意見もあるものですから、そういったことを配慮して地元の業者が参加できるようにできないかなと思ったものですからお聞きします。

**【美馬委員長】**

はい。今後の対応、取組みについては。

**【入札監理課長】**

まず、過去の経験が 15 年間で実績を有する企業ということについてですが、通常の場合です

と、工事の経験がある企業に参加していただくという場合には過去 10 年間という形にしておりますが、そもそも福島県の発注の基本的な方針ができるだけ県内企業での競争となるようにと考えておまして、その関係で県内にそういう経験を有する企業ができるだけ参加できるようにという配慮から、通常 10 年のものをトンネル工事につきましては 15 年間と、なるだけ期間を長めにして入札参加を図っていただけるようにしているところでございます。ただ、今ほどお話ありましたように実際に今回の場合ですと参加者が 1 者しかなかったということもございまして、この辺につきましては、県内企業の今後のトンネル工事を含めた、こういう条件が付いた場合の参加の状況などをよく見極めながら、期間の設定等について必要があれば再度検討していきたいと考えております。

【美馬委員長】

そうですね、やはり 1 者ではとても競争という形にはならないので、その条件が効いている、1 者にしかならないという形になるとやっぱりまずかろうと。そういう意味では条件を更に緩和するという方法も検討課題だという気はいたします。

【小川委員】

あと気になったのは、40 者くらいあるというお話でしたけども、それなのに会津のトンネル工事を福島の業者しか参加しなかったということ、そういう状況を何か条件的なもので業者が参加しにくい不利益な要件があったのではないかと考えられたものですから、その辺、今後御検討下さい。

【入札監理課長】

今回は抽出案件にはなっておりませんが 1 者参加ということで、今ほど小川委員からも御指摘ありましたとおり工事の種類ということではなくて、例えば現場の状況でありますとか、何かしらこの工事特有の理由で敬遠されたということも考えられると思いますので、その辺につきましては、ゼロだった場合以外、1 者しかなかった場合につきましても、そういう分析をしてまいりたいと考えております。

【美馬委員長】

はい、よろしゅうございますか。他にいかがですか。では、羽田委員の質問については後で答えていただくことにしまして、それでは次の報告事項「入札参加資格制限（指名停止）の運用状況について」です。これも、今回の抽出案件の対象期間である平成 20 年 10 月から 12 月までの状況です。説明、よろしく願いいたします。

【入札監理課長】

（資料 2 により説明）

【入札用度課主幹兼副課長】

（資料 2 により説明）

【美馬委員長】

ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、質問等ございますか。

【安齋委員】

3 番の期間が平成 20 年 11 月 4 日から平成 20 年 12 月 3 日までですね、これは先ほど小川委員が指摘した工事と同じ業者ですね。こっちの方は 10 月 30 日に契約したからセーフということですか。

【入札監理課長】

制限期間中に開札があった場合には対象となって実際には入札に参加できなくなってまいりますが、その期間外に契約締結する場合には対象とはなりません、契約はそのまま続行されます。

【美馬委員長】

よろしゅうございますか。

【安齋委員】

はい。

【美馬委員長】

ほかに何かございますか。よろしゅうございますか。

それでは報告事項は終わりました、審議事項に入ります。審議事項のア「抽出案件について」でございます。

まず、抽出された委員から抽出理由についての説明をお願いしたいと思います。ただし、抽出委員のうち常松委員につきましては任期満了に伴い退任されましたので、その部分については、事務局が説明できるようになっておりますね。

それでは、まず田崎委員、そして事務局の順で説明していただきたいと思います。それでは田崎委員、よろしくお願いします。

**【田崎委員】**

私の方からは、案件番号1と2の方を説明いたします。1番目の方につきましては、指名業者が10者ということに対して9者も辞退したということで、ずいぶん辞退の方が多かったということがあります。この中でやはり技術者が確保できないということが、これまでもいろいろ辞退の理由になっていたんですけども、やはり時期的なものか、それとも会社の理由によるのか、辞退の理由がこれ以外にあればお聞きしたいなと思いました。それから2件目につきましては、やはりこれも技術者を確保できないということがありましたけれども、地域要件を県内から全国に拡大したその理由をもうちょっと説明していただきたいことと、それから経験豊富な業者5者ということがあります。それはどの程度の経験をいうのか、あるいはその5者は県内なのか、それとも県外なのかということで、もう少し説明をしていただきたいなと思いましたので、お願いいたします。以上です。

**【美馬委員長】**

ありがとうございました。それでは事務局の方、説明願います。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

抽出事案のうち、常松委員が抽出されたものは、案件番号3、4、5の3件であります。このうち案件番号3につきましては、設計変更を伴う事案でしかも2度にわたって入札が不調となったこととあります。案件番号4につきましては、工事分割を行い随意契約に契約方法を変更した事案ということです。案件番号5につきましては、指名競争入札に変更しましたが不調となり、次年度の契約となったことが抽出理由ということでお伺いしております。

**【美馬委員長】**

抽出の理由につきましてはよろしゅうございますかね。それでは、各案件ごとに説明願います。まず1番目、会津農林事務所の案件について説明願います。

**【会津農林事務所】**

(資料3により説明)

**【美馬委員長】**

それではこの案件についてまず質問を受けまして、全部について質問を受けた後、最後に御意見を伺いたいというふうに思います。最初は質問をお受けしたいと思います。いかがですか。

**【芳賀委員】**

まず1点は、聞き取り調査の方法・内容、それについて概要だけで結構ですからお教えいただければと思います。

**【美馬委員長】**

どういう聞き取り調査をしたかということですね。どうぞ。

**【会津地方振興局】**

9者につきましては入札辞退届によりまして配置技術者が確保できないということになっております。残る1者につきましては、電話で聞き取りした結果なんですけども、会社の所在地と現場が少し離れているという話でした。

**【美馬委員長】**

はい。そういうことよろしくございます。これは9者が辞退して1者が残ったのだけれども、実際の入札は行われなかったということですか。

**【会津地方振興局】**

10者とも全部辞退です。

**【美馬委員長】**

10者とも全部辞退ですか。そうですか。はい、分かりました。他に質問いかがですか。

**【齋藤委員】**

初めてなのでよく分からなくて変な質問かもしれませんがお許しいただきたいと思います

が、そうしますと予定価格が 388 万になったとおっしゃるのは、どういうことなのですか。落札したというのは、10 者が 10 者とも辞退して。

【美馬委員長】

2 回目をやり直したということです。

【齋藤委員】

そうなんですか。10 者が 10 者というのは第 1 回目ということですね。分かりました。

【美馬委員長】

先ほどの抽出案件を選ぶ理由のところ、こういう事態になったのは、季節が問題かどうかということがあったと思うのですが、その辺のところについて会津農林事務所の方ではどう把握しておりますか。

【会津農林事務所】

季節とは考えておりませんので、喜多方管内だけでは駄目だということで会津管内を交せて隣接二管内で再度入札した結果でございまして、地域を広げればあるということで考えております。

【美馬委員長】

ということは、喜多方の業者には技術者が少ないということですか。もう手一杯で、要するに入札できないと。

【会津農林事務所】

今のこの範囲の中ではですね。

【美馬委員長】

このときにはそういう認識ですね。

【会津農林事務所】

ですから 10 者は全部除いて、2 回目は喜多方管内も含めてランダムに 10 者選んで実施したということでございます。

【美馬委員長】

他に質問いかがですかね。

【安齋委員】

第 1 回目のときの予定価格は 4,528,650 円なんですが、2 回目は 4,263,000 円になってまして、若干下がってますね。これは何か理由があるのでしょうか。

【会津農林事務所】

これに関しましては、活性化施設の建築のスケジュールの関係から、活性化施設の外構の排水路については早急に施工する必要があったために、その水路については除いて設計したということとあります。要するに、別工事でやったということとあります。

【美馬委員長】

他にいかがですか。それでは後で意見を述べる時にも質問を受け付けることにいたしまして、2 番目の案件、相双農林事務所の案件について説明願います。

【相双農林事務所】

(資料 3 により説明)

【相双農林事務所】

先ほどの質問の中で、県内を県外に変えたのは配置技術者だけの理由なのかという御質問に対しましては、アンケートをとった結果、大半が配置技術者がいないという結果でございましたので、そのような形でやりました。以上でございます。

【美馬委員長】

はい。ありがとうございました。それでは質問いかがですか。

全国的規模でも配置技術者がいないということは、案件とすれば難しい案件なのですか。金額的には非常に小さいのですが。

【相双農林事務所】

内容的には、ゲートを上げて、それを止める装置、車止めみたいな形で止めるようなものから、そう難しい工種ではないと判断しております。

【美馬委員長】

そうすると、そう難しいことはないのに配置技術者がいないというのは、どういうことなので

すか。特殊な技術者が必要なんですか。

**【相双農林事務所】**

配置技術者ですが、細かく分析したわけではございませんが、いろいろ会社の都合もありますし、また、時期的なもの、いろいろ総合的に加味した段階でこの工事に配置する技術者がいないということだと理解しております。

**【美馬委員長】**

はい。では他の方、質問いかがですか。

**【芳賀委員】**

私、建設産業に身を置くものとして感じるこの中に、技術者がいないということが一番断りやすいということもあるのではなかろうかと、つまり、聞き取り手が電話等で照会した場合、単純に「それなら」ということで受け取ってもらいやすい。実際は、別な理由があるのではなかろうかと。1 つは、利益確保が難しいとか、さらに場所等の問題等々もあってなかなか具体的に断るのに方便が見つからないということで、技術者という言い方をしているのではないかと。データベースなどみていただければある意味では分かりますけれども。

**【美馬委員長】**

そうですか、額面どおりではないということですね。そういう意味では、本音が聞けないと対応ができない面はあるかもしれませんね。他の方、いかがですか。

**【小川委員】**

今回の抽出案件の中で、芳賀委員から理由として書きやすいからということもありましたけれども、額面どおり受け止めたとしても配置技術者又は現場代理人の配置が困難ということが全ての理由になっているんですけれども、県の発注のあり方、今回いただいた資料 1-1 の 3 ページをみますと、一年間を通して 9 月の発注が一番多いんですね。9 月が 464 件、10 月が 229 件ということで集計の 2,202 件からすれば、3 割は 9 月と 10 月に発注されていると。

そうすると、先ほども指名停止のところ、技術者をダブって配置したから指名停止になったと、その技術者の配置というのが建設業者にとっては今非常に苦しい状況なんですね。そういう中で県の発注のあり方がどうしても 9 月 10 月このあたりに集中してしまうと、10 月から 12 月当たりに出てくる工事については技術者をうまく回せなくなってしまいます。それから、県だけじゃなくて、地元の市町村も同じくこの頃に発注が増えてますから、そういった公共事業の発注のあり方というのが、もう少し、役所のシステムの問題とかあるのかもしれないけれども、その辺を改善していかないと、こういった問題はいつまで経っても解決できないのではないかと思います。

それと、経営が非常に厳しくなっておりますので、一人でも余分な人は抱えておけないという業者の実態もありますので、その辺がこういったところに出てきているのではないかという気がします。

**【美馬委員長】**

今の話は、発注時期の問題が効いているのではないかという質問ですが、当局はどう把握していますか。資料をみると 9 月 10 月に集中しているから、とてもじゃないけれども技術者を配置できないと、発注する側の時期の問題が重要な問題としてあるのではないかということなんです、そこについてはどういうふうにお考えですか。

**【入札監理課長】**

工事の場合、公共事業は早期発注が求められておりまして、県におきましても年度の前半で金額ベースで 8 割程度を発注することを目標に毎年度努力をしているところでございます。その関係で、4 月から 9 月までの間に 8 割方をすると、しかも金額ベースということなので金額の大きい工期の長い工事をまずは早めに発注している。そちらが一段落ついたら金額の小さいあるいは工期の短くて年度中に終われるだろうと思われる工事があとからになるという状況が生じる傾向にあると思います。そういう意味では、企業の経営判断としては、工期が長くて金額が大きい工事に優先的に技術者を配置したいと考えるのが通常とされますので、前半である程度の工事に技術者が配置されてしまえば、2,500 万円以上の工事では専任で技術者を配置しなければならないということで、他の工事の技術者になることができないという仕組みがありますので、そういったことで技術者が配置できないことが生じてくると思います。

【美馬委員長】

入札の仕組みとして、四半期で大体半分、半期で大体 8 割と、そういう条件の下で発注していくとある程度こういう形にならざるを得ない面もあるということのようです。

質問よろしゅうございますか。それでは、ここで 5 分ほど休憩をとりたいと思います。2 時 34 分くらいまで休憩します。

《休憩》

【美馬委員長】

それでは、再開したいと思います。

【入札監理課長】

先ほど、羽田委員から資料 1 の 21 ページの案件、No. 15 の防雪柵の設置撤去工事につきまして他の参加者の入札の状況につきましてご質問いただいたわけですが、資料が届きましたのでご説明したいと思います。

こちらの工事につきましては、防雪柵ということで 3.6 キロメートルの区間に渡りまして雪が入り込むのを防ぐ柵を取り付け、また撤去する業務でございまして雪が降る前の短期間でやらなければならないということで、随意契約で 5 者による見積の競争をしていただいたというものでございましたが、随意契約の場合ですと予定価格は事前には公表せずに行ないます。その関係もあつたと思いますけれども、1 者が落札したわけですが、その他の 3 者につきましては予定価格をオーバーしていたために落札できなかつたと、1 者につきましては辞退されたということでございました。

【美馬委員長】

そういうことのようにございます。

【羽田委員】

はい、結構です。

【美馬委員長】

それでは、3 番目の案件、会津若松建設事務所の案件について説明願います。

【会津若松建設事務所】

(資料 3 により説明)

【美馬委員長】

ありがとうございました。この案件について、ご質問はいかがですか。

【羽田委員】

2 点お聞きしたいと思つてるんですが、二度にわたつて、閲覧業者からアンケート調査をしますけれども、同じ会社なのかどうかお聞きしたい。2 点目は、連結装置を除いて設計変更したということなんですけれども、設計額が 20 数万円増えているのはどういう理由なのか。この 2 点ご説明願いたいと思います。

【会津若松建設事務所】

1 番目の質問で、意見聴取を行なつた者が同じだったかどうかということについては、1 者については、1 回目 2 回目とも共通のところでございます。ちなみに、第 1 回目で意見聴取できたのは 2 者でございます。2 回目に意見聴取ができたのが 1 者でございます。その 2 回目の 1 者が 1 回目も聴取対象になっていたということでございます。

2 つめの御質問でございますが、設計金額に変更があり、連結装置の組み替えをしながら増額になっているということは、実は、工事内容は 1 番目しか書いてございませぬので工事概要の欄を見ていただきたいのですが、1 度目は、変移制限装置 2 箇所と落橋防止装置 1 箇所でございます。で、落橋防止装置 1 箇所を取りやめまして、2 度目の設計では変移制限装置を 4 箇所という形にしております。いずれも、そういう内容で 1,500 万円程度になったということでございます。

【美馬委員長】

羽田委員よろしゅうございますか。変更した結果としてこういう金額になつたと。閲覧業者については、2 つのうち 1 つについては 2 回ともだつたと。

【羽田委員】

そうすると、業者の方のアンケートをとつて連結装置云々という意見が出されたんで、それに

代わるものに変えたということですか。

【会津若松建設事務所】

落橋防止装置というのは、変移制限装置とは異なります。変移制限装置は、鉄筋コンクリート主体の工事となります。落橋防止装置の連結装置は、一般的には橋梁メーカーに外注しないとできないような性質のものでございまして、地元業者では作れないものでございます。橋梁改修にどちらも欠けていてはできないものでございまして、残りの工期とか意見聴取の結果を考えて鉄筋コンクリート工事主体のものとしたほうが応札していただける可能性が高いということでこの年度については設計の組替えを行なったものでございます。

【齋藤委員】

緊急橋梁改修工事とは、緊急性を要するものだったのでしょうか。例えば安全性に問題があるとか。そうすると、その工事がなされなかったということは、例えば安全性はどのように確保されたのでしょうか。

【会津若松建設事務所】

緊急橋梁改修工事となっておりますが、阪神淡路大震災以降、重要な橋梁についてその重要度に応じた形で順次改修工事を行なっていくというものでございまして、1年に何橋かということで計画的に進めているものと理解しております。

【美馬委員長】

緊急度はそんなには高くないけれども順次やっていかなければならない問題だと。

【齋藤委員】

念のためお伺いしますが、名称が緊急とついているというだけで、それほどすぐに危ないということではないということなんですね。

【会津若松建設事務所】

実際に対応しております私どもの方も、そういうふうに理解しております。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、4番目、石川土木事務所の案件について説明願います。

【石川土木事務所】

(資料3により説明)

【美馬委員長】

この案件について御質問はいかがですかね。これは、随意契約でやればできたということは、実際の技術者の確保ができないという問題とはどう絡むんですか。

【石川土木事務所】

まずは、当初工事を2つに分割した理由でございましてけれども、まず1つが当初工事の工事箇所が2つに分かれていたという現場でございまして。それから、再度入札公告いたしますと工事の期間を確保するのが非常に難しくなってくるという2つの理由で工事を分割しまして、元々が470万円という少ない金額ですのでそれを半分くらいに割って250万円以下の随意契約にしたという経緯がございまして。

技術者の確保がどうだったかということもございましてけれども、当事務所で発注しております工事自体が小さい工事、平均3か月、4か月くらいの工事のものが多くて、ちょうど工事の入札時期が年末だったことから技術者の確保がそのときは難しかったのかなということも考えております。

【安齋委員】

委員長の質問と今の答えがちょっと齟齬を来しているような気がするんですけども。委員長は二分割して現場代理人が必要あるのかなのかを聞いたんですけど。その辺は回答がなかったんですけどもどうなんでしょう。

【美馬委員長】

私が言いたいのは、技術者がいないと断っておいて随意契約にしたらいるということは、要するに、小さな案件にすれば技術者は置かなくていいのか。小さく分けたということは技術者とど

う関わっているのかということだったんです。

【石川土木事務所】

この工事の発注が 12 月末ということで、実際に随意契約を行なったのが 1 月ということで、実際に契約を結べましたので、1 月になればある程度技術者の確保もできたのかなということです。

【美馬委員長】

要するに、期間が重要な要素になってたと、期間をずらすことによってこれに対応できたと。

【石川土木事務所】

そういうふうを考えております。

【美馬委員長】

ほかにいかがですか。

(特になし)

よろしゅうございますか。

それでは、第 5 番目の案件について説明願います。

【いわき建設事務所】

(資料 3 により説明)

【美馬委員長】

はい、ありがとうございました。先ほどの問題と似たような問題がありまして、時期の問題と場所が二箇所に分かれていると、そうしますと、先ほどの案件のように二つに割った方がいいんじゃないかというような気がするんですが、そこら辺についてはいかがですか。

【いわき建設事務所】

二つに割ってはどうかと御提案ございましたが、場所が離れているとやはりそれなりの経費がかかるということでございますが、先ほども申しましたように散布装置本体自体がかなりの金額を占めております。工事費全体の約 91 %が設備費、材料代となっております。残りの約 10 %が機械を設置する基礎と諸経費ということで、91%が機械代、あと、その手間が残りの 9 %ということで、その辺のところを考えますと、あまり利益が上がらないというのも理由の一つになっているのかと思います。

二つに割っても状況的には同じような状況になるのかと思います。

【美馬委員長】

はい、わかりました。そうしますと、時期を延ばしても金額を変えなければ同じような応札なしという可能性もあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがですか。利益率の問題だとすれば、そんな問題があるかな。

【いわき建設事務所】

これは、見積によって機械の単価を決定しておりまして、今年度新たに見積を取り直して、また執行したいと思いますが、それでもだめなときは、別工種と一体とした発注を考えるのも一つの手かなというふうに考えております。

【美馬委員長】

他に、この案件について御質問いかがですかね。

【安齋委員】

ひとつだけ、お聞きしたいのですけれども、当初入札を 12 月 5 日に予定しておりますけど、中身が凍結防止ですよね。そうするといつ頃から工事が始まって、完了するのはいつ頃だったんでしょう。

【いわき建設事務所】

発注が 12 月上旬、そして完成予定が翌年の 3 月 19 日を予定しておりました。

【安齋委員】

凍結防止なんでしょう。冬の期間が終わってますよね。その期間は、必要なくなってしまいますね。そんな、外れた時期に発注しておかしいと思わないですか。

【いわき建設事務所】

工期については、3 月 19 日ということでございますが、物を購入しまして、それを設置するというので、約 1 か月から 1 か月半くらいでできるのではないかと、本体工事はですね。とい

うふうに見込んでの発注で12月の頭ということになったわけなんです。

**【安齋委員】**

そうではなくて、私が言いたいのは、3月19日に完成したんだったらその冬に使えないでしょうと。そのシーズンに使うんだったら、なぜもっと早く発注しないんですかと聞いているのです。

**【いわき建設事務所】**

そのとおりでございまして、そういう器具を設置する場所等をいろいろ検討しておりまして、本来であれば、冬に入る前に設置すべきでありまして、今後、そのようなことで検討していきたいと考えております。

**【美馬委員長】**

よろしゅうございますね。

**【美馬委員長】**

それでは、御説明いただきました案件につきまして、委員の皆様から意見をいただきたいと思っております。何か提案等意見がございましたら頂戴したいと思っております。いかがですかね。5点全てについてで結構でございます。

この応札なしの案件は、先ほど小川委員が言われましたように、内容とすれば、技術者の配置ができないという問題として表面には出てくるんですけども1つは時期の問題ともう1つは採算が合わないというような案件がこういう形の応札者なしという形になると思っておりますので、アンケートで技術者の配置ができないというのをまともに受けてそれで対応してもなかなか解決はつかないかなという気はいたしますが。そこら辺についてはどういう考えをお持ちですか。

**【入札監理課長】**

先ほど、アンケートは本音がどこまで出るのかという御指摘もございました。私どもとしましては、アンケートをとる際に、技術者だけの選択肢というわけではなくて、採算とかそういうことも含めてお伺いをしようということでもいろいろと応札がなかった原因を追求しようとして努力しているところでございます。

どういうふうにしたら本音のお話しをお伺いできるのかということかもしれませんけれども、個別の案件においては確かに技術者ということで回答がでてくるのは承知をしておりますが、例えば、個別の案件以外で業界団体の方々と発注者との意見交換の場においては、設計金額、予定価格等についてもっと高くしていただければというお話をお伺いする場合もございまして、その他の発注時期の問題につきましてもいろいろなご意見もお伺いしているところでございまして、個別のアンケート以外のいろいろな声もお伺いをした上で対応についていろいろと検討してまいりたいと考えております。

**【美馬委員長】**

先ほど安齋委員の質問にもありましたよね。凍結防止装置を3月にやって何の意味があるんだというような問題もありますので、案件によれば時期というのが非常に重要な要素になると、そうしますとそこら辺については優先度合いを高めて早めに発注ということを考えていかなければならないんじゃないかという気がいたします。

そして、今年多分そうなるかもしれませんけれども、入札案件がたくさん出てきた場合には、応札者なしという問題がいっぱい出てくるかもしれない。そういう意味で、今回の抽出案件のいろいろな意見が出たところで改善策が必要かなという気がいたします。

**【藤田委員】**

ただいま、いろいろな事例を報告していただきましたが、予定価格見積が受注業者の工事コストの実態とかみ合わない部分があるのではないかと思います。いわゆる経費率も見直し等を考えなくてはならないのではないかと思います。今年度は、予定価格の原則事後公表ということもありますので、工事コストの実態についても検証する必要があるのではないかと思います。私の所属団体におきまして建設工事コスト調査を行いました。抽出工事の完成工事原価に一般管理費を付加しますと、抽出工事はすべて赤字という状況でした。

**【森岡委員】**

今回のいろんな話の中で、技術者が選任できないという問題がいろんな形で出てきたんですけども、そもそも技術者の数というのは業界の中で足りているというふうには把握されているのか、

そうでなければ育成に対してなんらかの指導をすとかなされているのかお伺いします。

【美馬委員長】

現状として、技術者の養成、確保は足りているのかどうか、養成機関等の対応はどうなっているのか。

【入札監理課長】

具体的に資料で御説明は今できませんけれども、基本的には技術者の確保困難という問題では技術者の絶対数が不足しているということよりは、工事の発注タイミングとそのときに手が空いている技術者の方々がうまくマッチしないという問題と認識しております。技術者の育成等につきましても、業界の中で、育成機関が不足しているという話は聞こえていないので必要な技術者については確保可能な状況にあると受け止めております。

【美馬委員長】

そうしますと、技術者は足りているけれども、時期的な問題で対応できないとなると発注者側が相当工夫をしていかなければこういう問題が起こると、時期の問題だったら発注者側が相当程度対応できるわけですから、もし、技術者の配置の問題が時期の問題と重なるようでしたら、発注者側でそこら辺の努力が必要になってくるのではないかという気がしますね。

【芳賀委員】

もう一点、業界を調べて私が耳にすること、また実態調査等で数字を捉えていることから考えますと、建設業者そのものが先行きの見通しがなかなか立たないと、受注見通しが立たないと、それがために一般管理費が高む技術者を常時雇用していく状態というのは相当の経営力のあるところでないと耐えられないという実態もありますね。現に、仕事をやるための技術を持っている人は離さないけれども、経営上置いておけないよという形も非常に強いんだと思うんですね。

あと、発注率というのが、上半期80%以上の率で発注するという話がありましたけれども、発注、契約はそうだと思うんです。しかし、着工という問題を考えてみた場合に、発注されてすぐ着工できるのかというと、これはなかなか。発注率を高めることを目的に契約だけしていると、実際、工事にはかかれないということもあり、その場合、技術者の方は、契約すれば、当然常駐義務、専任義務等がありますので、ずっとひっぱられるんですね。すると次の仕事のときには少ない技術者の中では対応できなくなってくる。また、いい仕事が出れば、この技術者を当てたいとか思惑もあるようなんですね。技術者は足りるけれども計画的な受注が立てられないというところに問題があると思うんですね。

【美馬委員長】

今の話は、一つは時期の問題として発注の時の問題と実際にそれを施工するときの期間の両面から技術者の配置というのは難しい問題があると、そしてもう一つは企業自身が技術者の絶対数は足りてないのではないかと、経営が厳しい中で業者も優秀な人材を抱えることがなかなか困難になってきていると。この問題は入札制度とは関わりないかもしれませんが実態としてはそういう問題があるんじゃないかということのようですね。そういうものも踏まえて発注者側が時期等を選ぶ必要がある。あるいは技術者の管理、規制、これは規制は県が独自にできるものではないですね、これを緩めるわけにはいかないわけですね。そうしますと、技術者の問題は頭の痛い問題ですね。

他に意見等ございますか。

【安齋委員】

ちょっと分からないことを質問するんですけども、契約したときに工事の始期は決まっているんじゃないですか。それ以外に勝手に着工の時期は決められないでしょう。

【芳賀委員】

発注されて、契約をして、ところが諸条件、例えば用地の問題とか埋設物の問題とかそういったものを整理しないとすぐには着工できません。

【美馬委員長】

ということは、契約では決まっているわけですね。

【芳賀委員】

そういうことです。

【美馬委員長】

契約の時にどれくらいの柔軟性を持たせるかという問題はあるかもしれません。

応札者なしという問題は深刻な問題につながる可能性がありますので、今日出た意見等を踏まえまして是非応札者なしというような案件を少なくするように努力していただきたいと思いません。

それでは、抽出案件の議題につきましては、これで終わらせていただきます。

その他の案件に移ります。

事務局から何かございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

本日は、任期満了に伴う改選後、初めての委員会となりますので、福島県入札制度等監視委員会規則第6条第3項及び第4項の規定により、委員長にそれぞれの部会に所属する委員の方及び部会長を指名いただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

**【美馬委員長】**

はい、この委員会の下に再苦情調査部会と談合等調査部会がありますので、その委員につきまして、再苦情調査部会については、部会長を羽田委員にお願いしたい。談合等調査部会につきましては、部会長を安齋委員にお願いしたい。

そして、それぞれの所属委員につきましては、再苦情調査部会につきましては、齋藤委員と田崎委員、芳賀委員、藤田委員にお願いしたい。談合等調査部会につきましては、岩渕委員と小川委員と美馬委員と森岡委員にお願いしたい。そういうふうにしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。

(異議を唱える者なし)

ほかに事務局から何かございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回の抽出案件等の審議対象期間及び抽出テーマの決定並びに抽出チームの指名をお願いいたします。

**【美馬委員長】**

委員の方、何か次回の抽出案件についてご意見ございますか。

事務局何か案があれば、発表していただきたいです。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

ひとつおとり、いろんな案件を今までテーマとしてやってきたわけなんですけど、地域要件を管内とするとということで小さな工事になるかとは思いますが、応札者を確保する上でもいろいろ問題が出てくる部分もありますので、そういったことを要件としてはいかがかと思えます。

それから、次回の審議対象期間としては、平成21年の1月から3月までの3か月でお願いしたいと思います。

**【美馬委員長】**

事務局からの意見としましては、審議対象期間については平成21年1月から3月分の第4四半期を対象期間としまして、案件としましては、管内という条件の緩和をいたしました。その問題に絡みましてどういう問題があるのか実際には今年の4月から新しい基準に基づいて行なわれますが、その前に従来のやり方だった場合にどういう問題があるのか、これを抽出案件としていろいろ検討してみたいということかと思えます。それでよろしゅうございますか。

(異議を唱える者なし)

それでは、抽出委員につきましては、順番といたしまして、安齋委員と岩渕委員にお願いしたいと思っておりますがよろしゅうございますか。岩渕委員は欠席ですので、そうお伝えいただきたいと思えます。安齋委員よろしく願いいたします。

ほかに事務局からございますか。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

次回委員会及び緊急に委員会又は部会を開催する必要が生じた場合の日程調整のため、お手元に6月分の「入札制度等監視委員会委員日程確認表」を配付させていただいております。

御手数おかけいたしますが、4月30日木曜日頃までに事務局へ御提出いただきますようお願いいたします。

**【美馬委員長】**

よろしくお願ひしたいと思ひます。

本日の議事については、これで終了いたします。御協力どうもありがとうございました。

**【入札監理課主幹兼副課長】**

以上をもちまして、第 19 回福島県入札制度等監視委員会を閉会とさせていただきます。ありがとうございました。